

こ成基第246号
令和8年9月24日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管部（局）長 殿
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管部（局）長

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長
（公 印 省 略）

食育基本法の一部を改正する法律の施行及び第5次食育推進基本計画の決定を
踏まえた保育所及び認定こども園における食育の推進について

食育基本法の一部を改正する法律（令和8年法律第24号）の施行及び食育基本法（平成17年法律第63号）第16条第1項の規定に基づく「第5次食育推進基本計画」の決定（令和8年6月24日食育推進会議）に伴い、今般、「食育基本法の一部を改正する法律の施行及び第5次食育推進基本計画の決定を踏まえたこども施策における食育の推進について」（令和8年9月24日こ成母第855号・こ支家第422号こども家庭庁成育局長、支援局長通知）が発出されたところです。

都道府県等におかれましては、下記の事項にご配慮の上、保育所（地域型保育事業を含む）及び認定こども園における食育の更なる推進に努めていただきますようお願いいたします。併せて、都道府県におかれては、管内の市区町村関係課に対して周知の上、適切な支援をお願いいたします。

なお、「第5次食育推進基本計画」に基づく母子保健及び児童福祉分野における食育の推進については、同日付けで、別途こども家庭庁成育局母子保健課長より通知（「食育基本法の一部を改正する法律の施行及び第5次食育推進基本計画の決定を踏まえた母子保健及び児童福祉分野における食育の推進について」（令和8年9月24日こ成母第856号こども家庭庁成育局母子保健課長通知））されていることを申し添えます。

記

1 保育所及び認定こども園における食育の計画の見直し等について

保育所においては、保育所保育指針に基づき、また、認定こども園においては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食育の計画を作成し、その評価及び改善に努めることとしている。都道府県等におかれては、第5次食育推進基本計画の決定を踏まえ、保育所及び認定こども園において、園長や施設長、保育士・保育教諭、栄養士・栄養教諭、調理員等の協力の下、各地域や施設の特性に応じた食育の計画の見直しや策定が推進されるよう、支援をすること。

2 保育所及び認定こども園における食育の取組の推進について

- ・こどもへの食育は、健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎をなすものであり、一人一人のこどもの成長や発達に合わせた切れ目のない取組の推進が重要であること。
- ・取組に当たっては、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標として、こどもが生活と遊びの中で意欲をもって食に関わる体験を積み重ねていく取組を推進すること。
- ・その際、自然の恵みとしての食材や、調理する人への感謝の気持ちを育み、伝承されてきた地域の食文化に親しむことができる取組を推進するとともに、こどもの親世代への啓発も含めた取組を推進すること。
- ・こどもの発達に応じ、窒息や誤嚥の防止等の食に関する安全面にも十分配慮すること。
- ・児童福祉施設等における食事の提供ガイドを活用すること等により、乳幼児の成長や発達の過程に応じた食事の提供や食育の取組が実施されるよう努めるとともに、食に関わる保育環境についても配慮すること。
- ・保育所の人的・物的資源を生かし、在籍するこども及びその保護者のみならず、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域の関係機関や関係団体等と連携・協働し、地域の特性に応じた、多様で積極的な取組を推進すること。
- ・その際、社会環境の変化や様々な生活様式等、食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しいこどもの存在にも配慮すること。

3 多様な関係者の連携・協働による取組の推進について

食育は幅広い分野にわたる取組が求められる上、様々な家庭の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細やかな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要であることから、保育所及び認定こども園においても、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る様々な関係者と主体的に連携・協働し、多様な取組を推進すること。